

高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、本県の豊かな森林環境と<u>その大切さ</u>を県民に気付かせ、体験活動を通して生きる力と<u>郷土を愛する心</u>を育むための森林環境学習を<u>推進すること</u>及び木育(県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。)の推進の担い手となる指導員を養成することを目的として、別表第1に掲げる事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)が行う事業に要する経費について、同表に掲げる補助事業者(以下「補助事業者」という。)に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国若しくは県が実施する他の事業(補助金を交付する他の事業、委託事業等)若しくは緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)の規定による緑の募金(以下「緑の募金」という。)を活用して助成する事業として採択された場合又は事業実施主体が市町村、市町村教育委員会若しくは一部事務組合(以下「市町村等」という。)で当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てたときは、補助対象外とする。</p> <p>(補助対象経費及び補助率等)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(補助金の交付の申請<u>手続</u>)</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 県は、本県の豊かな森林環境を県民に気付かせ、<u>その</u>体験活動を通して生きる力を育むための森林環境学習及び木育(県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。)の推進の担い手となる指導員を養成することを目的として、別表第1に掲げる事業実施主体(以下「事業実施主体」という。)が行う事業に要する経費について、同表に掲げる補助事業者(以下「補助事業者」という。)に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国若しくは県が実施する他の事業(補助金を交付する他の事業、委託事業等)若しくは緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)の規定による緑の募金(以下「緑の募金」という。)を活用して助成する事業として採択された場合又は事業実施主体が市町村、市町村教育委員会若しくは一部事務組合(以下「市町村等」という。)で当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した市町村等費の財源に森林環境譲与税を充てたときは、補助対象外とする。</p> <p>(補助対象経費、補助率等)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、知事に提出しなければならない。</p>

2 (省略)

(補助金の交付の決定の通知)

第5条 知事は、規則第3条及び前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。
ただし、当該申請をしたものが別表第6に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 (1)、(2) (省略)

(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等の暴力団等に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) ~ (10)、2、3 (省略)

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による補助金変更申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の変更承認を必要とする場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の追加、中止又は廃止を行う場合
- (2) 補助対象経費総額の30パーセントを超える増減が生じる場合
- (3) 補助金額が増額する場合

(実績報告等)

第8条 (省略)

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した

2 (省略)

(補助の条件)

第5条 (1)、(2) (省略)

(3) 補助事業の実施に当たっては、別表第6に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(4) ~ (10)、2、3 (省略)

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により、知事の承認を受けようとする場合は、別記第2号様式による補助金変更申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更の承認が必要な場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助事業の追加、中止又は廃止を行う場合
- (2) 補助対象経費総額の30パーセントを超える増減が生じる場合
- (3) 補助金額が増額する場合

(実績報告)

第7条 (省略)

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前

場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（概算払）

第9条 （省略）

（グリーン購入）

第10条 （省略）

（県内発注）

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）

第12条 （省略）

（個人情報の適正な管理）

第13条 （省略）

（委任）

第14条 （省略）

項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その減じた額を上回る部分の金額）を別記第4号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

（概算払）

第8条 （省略）

（グリーン購入）

第9条 （省略）

（情報の開示）

第10条 （省略）

（個人情報の適正な管理）

第11条 （省略）

（委任）

第12条 （省略）

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年3月25日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	事業実施主体
1. 山の学習支援	<p><u>ア.</u>「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境学習を実践する事業のために要する経費への支援</p> <p><u>イ.</u>年間を通して森林をはじめとする自然体験活動を実践する事業のために要する経費への支援</p>	(省略)	<p><u>ア.</u>市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等</p> <p><u>イ.</u>市町村等、県内で幼稚園、保育所、認定こども園を運営する学校法人、社会福祉法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等又は国立大学法人高知大学に附属する幼稚園</p>
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)	(省略)
3. 宿泊型学習支援(学校行事)	学校行事として実施する森林に関する学習と体験活動を含む <u>1泊2日</u> 以上の自然体験型学習事業に要する経費への支援	(省略)	(省略)
4. 宿泊型学習支援(学校行事以外)	(省略)	(省略)	(省略)
5. 宿泊型学習利用促進(学校行事)	(省略)	(省略)	(省略)
6. 木育指導員養成	木育推進の担い手となる指導者を養成するために実施する研修等に要する経費	(省略)	

別表第1（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	事業実施主体
1. 山の学習支援	「総合的な学習の時間」等において年間を通して森林環境学習を実践する事業のために要する経費への支援	(省略)	市町村等、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校等
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)	(省略)
3. 宿泊型学習支援(学校行事)	学校行事として実施する森林に関する学習と体験活動を含む <u>2泊3日</u> 以上の自然体験型学習事業に要する経費への支援	(省略)	(省略)
4. 宿泊型学習支援(学校行事以外)	(省略)	(省略)	(省略)
5. 宿泊型学習利用促進(学校行事)	(省略)	(省略)	(省略)
6. 木育指導員養成	木育推進の担い手となる指導者を養成するために実施する研修等に要する経費への支援	(省略)	

<u>7. 学習プログラム等支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会、小中高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園への事業活用の要請活動 ・個別の学習プログラム作成支援、指導者とのマッチング等の相談業務 ・協力団体、施設、講師等の新規開拓活動 	<u>公益社団法人高知県森と緑の会</u>	/
<u>8. 附帯事務費</u>	事業区分1から7までの実施のために要する経費	(省略)	/

(注1) (省略)

(注2) 事業実施主体は、事業実施の際に県の森林環境税を活用した事業であることを広報すること。

<u>7. 附帯事務費</u>	事業区分1から6までの実施のために要する経費への支援	(省略)	/
-----------------	----------------------------	------	---

(注) (省略)

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等	
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)	
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)	
3. 宿泊型学習支援（学校行事）	(省略)	(省略)	
4. 宿泊型学習支援（学校行事以外）	(省略)	(省略)	
5. 宿泊型学習利用促進（学校行事）	(省略)	(省略)	
6. 木育指導員養成	(省略)	(省略)	
	科目		条件
	賃金		(省略)
	報償費		(省略)
	旅費		自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき 37 円とする。 (省略)
(省略)	(省略)		

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率等	
1. 山の学習支援	(省略)	(省略)	
2. 山の一日先生派遣	(省略)	(省略)	
3. 宿泊型学習支援（学校行事）	(省略)	(省略)	
4. 宿泊型学習支援（学校行事以外）	(省略)	(省略)	
5. 宿泊型学習利用促進（学校行事）	(省略)	(省略)	
6. 木育指導員養成	(省略)	(省略)	
	科目		条件
	賃金		(省略)
	報償費		(省略)
	旅費		自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき 29 円とする。 (省略)
(省略)	(省略)		

7. 学習プログラム等支援	<p>補助事業者が事業を実施するために要する以下の経費。 <u>ただし、国若しくは県の他の事業（補助事業、委託事業等）又は「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択若しくは採択予定の事業は、補助対象外とする。</u></p>	10分の10以内																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="394 316 501 347">科目</th> <th data-bbox="501 316 913 347">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="394 347 501 379">賃金</td> <td data-bbox="501 347 913 379"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 379 501 411">報酬費</td> <td data-bbox="501 379 913 411"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 411 501 517">旅費</td> <td data-bbox="501 411 913 517"> <p>自家用車を使用する場合の距離の算定は、<u>経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 517 501 549">需用費</td> <td data-bbox="501 517 913 549"> <p><u>食糧費及び賄材料費を除く。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 549 501 580">役務費</td> <td data-bbox="501 549 913 580"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 580 501 628">委託料</td> <td data-bbox="501 580 913 628"> <p>事業内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="394 628 501 708">使用料及び貸借料</td> <td data-bbox="501 628 913 708"></td> </tr> </tbody> </table>	科目	条件	賃金		報酬費		旅費	<p>自家用車を使用する場合の距離の算定は、<u>経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。</u></p>	需用費	<p><u>食糧費及び賄材料費を除く。</u></p>	役務費		委託料	<p>事業内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。</p>	使用料及び貸借料		
科目	条件																	
賃金																		
報酬費																		
旅費	<p>自家用車を使用する場合の距離の算定は、<u>経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。</u></p>																	
需用費	<p><u>食糧費及び賄材料費を除く。</u></p>																	
役務費																		
委託料	<p>事業内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。</p>																	
使用料及び貸借料																		
8. 附帯事務費	(省略)	(省略)																

7. 附帯事務費	(省略)	(省略)
----------	------	------

別表第4 (第3条関係)

事業区分	宿泊型学習支援 (学校行事)	宿泊型学習支援 (学校行事以外)	宿泊型学習利用促進 (学校行事)						
補助対象経費	<u>賃金</u> <u>報償費</u> <u>旅費 (鉄道・航空機による移動に係る経費は除く旅費、宿泊費及び船室借上料。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。)</u> <u>需用費 (食糧費及び賄材料費を除く。)</u> <u>役務費</u> <u>委託料</u> <u>使用料及び貸借料</u>	<u>賃金</u> <u>報償費</u> <u>旅費 (鉄道・航空機による移動に係る経費は除く旅費、宿泊費及び船室借上料。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき37円とする。)</u> <u>需用費 (食糧費及び賄材料費を除く。)</u> <u>役務費</u> <u>委託料</u> <u>使用料及び貸借料</u>	(省略)						
	※(省略)	※(省略)							
補助率と補助金額の上限	(省略)	<table border="1"> <tr> <td>対象児童生徒の数</td> <td>補助金額の上限</td> </tr> <tr> <td>8人以上 20人以下</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> ※(省略)	対象児童生徒の数	補助金額の上限	8人以上 20人以下	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
対象児童生徒の数	補助金額の上限								
8人以上 20人以下	(省略)								
(省略)	(省略)								

(注1) (省略)
 (注2) (省略)
 (注3) (省略)

別表第4 (第3条関係)

事業区分	宿泊型学習支援 (学校行事)	宿泊型学習支援 (学校行事以外)	宿泊型学習利用促進 (学校行事)																
補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>内容及び条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>賃金</u></td> <td><u>体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への資金。</u></td> </tr> <tr> <td><u>報償費</u></td> <td><u>体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への謝金等。</u></td> </tr> <tr> <td><u>旅費</u></td> <td><u>事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機に係る経費は除く。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>需用費</u></td> <td><u>体験活動に必要な材料や資材・用具などの消耗品の購入費、印刷物の印刷製本費、燃料費等とし、食糧費及び賄材料費は除く。</u></td> </tr> <tr> <td><u>役務費</u></td> <td><u>当該活動のため新規で加入する傷害保険料、体験活動に当たり支払う体験料や手数料等。</u></td> </tr> <tr> <td><u>委託料</u></td> <td><u>体験活動に必要なプログラムを実施するための委託料。</u></td> </tr> <tr> <td><u>使用料及び貸借料</u></td> <td><u>バス借上料、施設入館料等。</u></td> </tr> </tbody> </table> ※(省略)	科目	内容及び条件	<u>賃金</u>	<u>体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への資金。</u>	<u>報償費</u>	<u>体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への謝金等。</u>	<u>旅費</u>	<u>事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機に係る経費は除く。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</u>	<u>需用費</u>	<u>体験活動に必要な材料や資材・用具などの消耗品の購入費、印刷物の印刷製本費、燃料費等とし、食糧費及び賄材料費は除く。</u>	<u>役務費</u>	<u>当該活動のため新規で加入する傷害保険料、体験活動に当たり支払う体験料や手数料等。</u>	<u>委託料</u>	<u>体験活動に必要なプログラムを実施するための委託料。</u>	<u>使用料及び貸借料</u>	<u>バス借上料、施設入館料等。</u>		(省略)
科目	内容及び条件																		
<u>賃金</u>	<u>体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への資金。</u>																		
<u>報償費</u>	<u>体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への謝金等。</u>																		
<u>旅費</u>	<u>事前調査や打合せ等の旅費、児童・生徒・引率者等の宿泊費や船室借上料等とし、鉄道・航空機に係る経費は除く。自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。</u>																		
<u>需用費</u>	<u>体験活動に必要な材料や資材・用具などの消耗品の購入費、印刷物の印刷製本費、燃料費等とし、食糧費及び賄材料費は除く。</u>																		
<u>役務費</u>	<u>当該活動のため新規で加入する傷害保険料、体験活動に当たり支払う体験料や手数料等。</u>																		
<u>委託料</u>	<u>体験活動に必要なプログラムを実施するための委託料。</u>																		
<u>使用料及び貸借料</u>	<u>バス借上料、施設入館料等。</u>																		
補助率と補助金額の上限	(省略)	<table border="1"> <tr> <td>対象児童生徒の数</td> <td>補助金額の上限</td> </tr> <tr> <td>15人以上 20人以下</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> ※(省略)	対象児童生徒の数	補助金額の上限	15人以上 20人以下	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)										
対象児童生徒の数	補助金額の上限																		
15人以上 20人以下	(省略)																		
(省略)	(省略)																		

(注1) (省略)
 (注2) (省略)
 (注3) (省略)

別表第5(第3条関係)

事業の実施基準

区分	内容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い、 高知県森林環境税 を活用した取組の周知を図ること。
公募	①補助事業者は、事業区分の山の学習支援の 事業内容ア 、宿泊型学習支援(学校行事)及び宿泊型学習利用促進(学校行事)にあつては市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校に対して、 事業区分の山の学習支援の事業内容イにあつては市町村、県内で幼稚園、保育所、認定こども園を運営する学校法人、社会福祉法人、県内に事務所を置く企業、団体(政治団体又は宗教団体は除く。)等又は国立大学法人高知大学に附属する幼稚園に対して、事業区分の山の日先生派遣にあつては森林・林業に関するNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体等に対して、事業区分の宿泊型学習支援(学校行事以外)にあつては市町村等、NPO法人、社会福祉法人、青少年教育団体等に対して、文書による通知その他公募を周知するための措置を行うこと。 ②公募に当たっては、 高知県森林環境税 を活用した事業である旨の記載を行うこと。
事業実施	(省略) ⑤研修等を開催する際には、ホームページ等様々な手段を活用して広く募集を行うとともに、参加者には 高知県森林環境税 を活用した取組であることの周知を図ること。
検査及び確定	(省略)

別表第6(第6条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 (省略)

別表第5(第3条関係)

事業の実施基準

区分	内容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活用して広報を行い、 森林環境税 を活用した取組の周知を図ること。
公募	①補助事業者は、事業区分の山の学習支援 事業 、宿泊型学習支援 事業 (学校行事)及び宿泊型学習利用促進(学校行事)にあつては市町村、市町村教育委員会、学校組合、県内で小中高等学校を運営する学校法人又はその私立小中高等学校、国立大学法人高知大学に附属する小中学校に対して、事業区分の山の日先生派遣にあつては森林・林業に関するNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体等に対して、事業区分の宿泊型学習支援 事業 (学校行事以外)にあつては市町村等、NPO法人、社会福祉法人、青少年教育団体等に対して、文書による通知その他公募を周知するための措置を行うこと。 ②公募に当たっては、 森林環境税 を活用した事業である旨の記載を行うこと。
事業実施	(省略) ⑤研修等を開催する際には、ホームページ等様々な手段を活用して広く募集を行うとともに、参加者には 森林環境税 を活用した取組であることの周知を図ること。
検査及び確定	(省略)

別表第6(第5条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 (省略)

別記
第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、高知県山の学習支援事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

2 補助金交付申請額

円

3 関係書類

- 事業計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（全税目のもの）
又は
県税完納情報の提供に係る同意書（別紙3）及び本人確認書類の写し（※）
※補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。
（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）してください。
- 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙4）
- 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙5）
- （1）から（5）までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める関係書類

別記
第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条第1項及び高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、高知県山の学習支援事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

目的：

内容：

2 補助金交付申請額

円

3 関係書類

- 事業計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（全税目のもの）
又は
県税完納情報の提供に係る同意書（別紙3）及び本人確認書類の写し（※）
※補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、~~健康保険証~~の写し等。
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、~~健康保険証~~の写し等。
（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）~~健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号一番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等~~してください。
- 納税の義務がない場合は、その旨を証明する申立書（別紙4）
- 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別紙5）
- （1）から（5）までに掲げるもののほか、知事が必要であると認める関係書類

第1号様式
別紙1

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	事業区分	事業の内容、実施規模、 <u>森林についての学びの効果等</u>

- (注) 1 スケジュール案、実施内容等を記入してください。
2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

第1号様式
別紙1

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	事業区分	事業の内容、実施規模等

- (注) 1 スケジュール案、実施内容等を記入してください。
2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

第1号様式
別紙2

収 支 予 算 書

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 支出

科目	予算額	摘要
山の学習支援 補助金		
山の一日先生派遣 補助金		
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金		
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金		
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金		
木育指導員養成 小計		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
学習プログラム支援 小計		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
補助対象外経費		
合計		

第1号様式
別紙2

収 支 予 算 書

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 支出

科目	予算額	摘要
山の学習支援 補助金		
山の一日先生派遣 補助金		
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金		
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金		
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金		
木育指導員養成 小計		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
補助対象外経費		
合計		

(注)「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙(任意様式)で内容を記入してください。

需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
補助対象外経費		
合計		

(注)「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙(任意様式)で内容を記入してください。

第1号様式
別紙4

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
(生年月日) (自署)

納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

第1号様式
別紙4

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
(生年月日) (自署の場合は押印不要)

納税義務がない旨の申立書

このことについて、下記のとおり申し立てます。

記

県税の全税目において納税義務はありません。

第1号様式
別紙5

誓約書兼同意書

私は、高知県山の学習支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
(代表者 職・) 氏名 (自署)

第1号様式
別紙5

誓約書兼同意書

私は、高知県山の学習支援事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
(代表者 職・) 氏名 (自署の場合は押印不要)

第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金変更申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知を含む。）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
（注）変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要であると認める関係書類

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金変更申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知を含む。）がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
（注）変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、知事が必要であると認める関係書類

第2号様式
別紙1

事業計画書(変更)

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模、 <u>森林についての学びの効果等</u>

- (注) 1 スケジュール案、実施内容等を記入してください。記入に当たっては、変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。
2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

第2号様式
別紙1

事業計画書(変更)

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模等

- (注) 1 スケジュール案、実施内容等を記入してください。記入に当たっては、変更前を上段括弧書き、変更後を下段に記入してください。
2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

第2号様式
別紙2

収支予算書(変更)

1 収入

区分	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

2 支出

科目	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
学習プログラム支援 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				

第2号様式
別紙2

収支予算書(変更)

1 収入

区分	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

2 支出

科目	変更前予算額	変更額	変更後予算額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注)「摘要」欄はそれぞれ変更後予算の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙(任意様式)で内容を記入してください。

需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注)「摘要」欄はそれぞれ変更後予算の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙(任意様式)で内容を記入してください。

第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 事業区分の、山の学習支援については、別紙3（その1）及び別紙4
事業区分の、山の一日先生派遣については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、宿泊型学習支援（学校行事）については、別紙3（その3）及び別紙4
事業区分の、宿泊型学習支援（学校行事以外）については、別紙3（その2）及び別紙4
事業区分の、木育指導員養成については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠
事業区分の、**学習プログラム支援**については、別紙7、別紙8及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 事業実施一覧（別紙5）
- (6) 活動個別事例報告（別紙6）

(注) 事業区分の、山の学習支援**事業**については、別紙3（その1）及び別紙4
事業区分の、山の一日先生派遣**事業**については、別紙3（その2）、別紙5及び別紙6
事業区分の、宿泊型学習支援**事業**（学校行事）については、別紙3（その3）及び別紙4
事業区分の、宿泊型学習支援**事業**（学校行事以外）については、別紙3（その2）及び別紙4
事業区分の、木育指導員養成**事業**については、別紙5及び別紙6及び事業費の積算根拠を添えて提出してください。

第3号様式
別紙1

事業実績書

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施月日	区分	事業の内容、実施規模、 <u>森林についての学びの効果等</u>

- (注) 1 実施したスケジュール、内容等を記入してください。
2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

第3号様式
別紙1

事業実績書

事業実施期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施月日	区分	事業の内容、実施規模等

- (注) 1 実施したスケジュール、内容等を記入してください。
2 「区分」欄は、広報、公募、検査、研修等の適宜及び事業内容に則した区分名を記入してください。

収支精算書

1 収入

区分	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

注) 間接補助事業者の自己負担金は、「その他」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

2 支出

科目	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
学習プログラム支援 小計				
賃金				
報償費				

収支精算書

1 収入

区分	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
県補助金				
自己負担金				
その他				
合計				

注) 間接補助事業者の自己負担金は、「その他」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

2 支出

科目	予算額	精算額	差引き増減額	摘要
山の学習支援 補助金				
山の一日先生派遣補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事) 補助金				
宿泊型学習支援 (学校行事以外) 補助金				
宿泊型学習利用促進 (学校行事) 補助金				
木育指導員養成 小計				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				

旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
附帯事務費 小計				
報酬				
共済費				
賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注) 1 「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙（任意様式）で内容を記入してください。

2 間接補助事業者の自己負担金は「補助対象外経費」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額 10分の10以内			

賃金				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃借料				
補助対象外経費				
合計				

(注) 1 「摘要」欄はそれぞれの金額の算定基礎を記入し、記入事項が多数の場合は別紙（任意様式）で内容を記入してください。

2 間接補助事業者の自己負担金は「補助対象外経費」の欄に記入し、「摘要」欄にその旨を記入してください。

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額 10分の10以内			

第3号様式
別紙3（その1）

事業実施主体一覧表

番号	市町村(学校組合)名 学校法人名等	学校・施設名	事業テーマ	児童・ 生徒数	実 績		備考
					事業費	補助金額	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
合計							

- (注) 1 番号は、別紙4の番号と一致させてください。
 2 「市町村名」欄については、事業実施主体が所在する市町村名を記入してください。
 3 必要に応じて、増行、増項等を行ってください。

第3号様式 別紙3（その2）（省略）

第3号様式 別紙3（その3）（省略）

第3号様式
別紙3（その1）

事業実施主体一覧表

番号	市町村(学校組合)名 学校法人名等	学校名	事業テーマ	児童・ 生徒数	実 績		備考
					事業費	補助金額	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
合計							

- (注) 1 番号は、別紙4の番号と一致させてください。
 2 「市町村名」欄については、事業実施主体が所在する市町村名を記入してください。
 3 必要に応じて、増行、増項等を行ってください。

第3号様式 別紙3（その2）（省略）

第3号様式 別紙3（その3）（省略）

第3号様式 別紙5 (省略)

第3号様式 別紙6 (省略)

第3号様式
別紙7

学習プログラム支援実績一覧表

1 山の学習支援事業に係るプログラム作成等支援

(1) 学校等との協議

No.	市町村名	学校等名	協議概要・事業成果	備考
事業実施に向けた課題等				

(2) 施設や講師等との協議

No.	協議先名称	協議概要・事業成果	備考
事業実施に向けた課題等			

(3) ハンドブックの補足資料等の作成

作成内容	備考

- (注) 1 別紙8の協議記録を作成したものについて、記載してください。
2 協議先の学校が山の学習支援事業を活用した実績がある学校の場合には、備考欄にその旨を記載してください。
3 本事業に従事した日数・業務内容がわかる資料を提出してください。

第3号様式 別紙5 (省略)

第3号様式 別紙6 (省略)

第3号様式
別紙8

学習プログラム支援協議記録

日時		協議先 名称		
場所				
協議先出席者				
委託側出席者				

- (注) 1 協議ごとに作成してください。ただし、電話相談等の軽易なものについては、まとめて作成して差し支えありません。
- 2 番号は別紙7の番号と一致させ、協議先ごとにとりまとめてください。

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名
生年月日

高知県山の学習支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	円
2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

第5号様式 (第9条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金に係る概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 円 |
| 4 | 月 日までの予定出来高 | % |
| 5 | 残額 | 円 |
| 6 | 執行計画書 (任意様式で内容・金額のわかるものを添付) | |

- (1) 1-四半期 (請求時期: 月)
- (2) 2-四半期 (請求時期: 月)
- (3) 3-四半期 (請求時期: 月)
- (4) 4-四半期 (請求時期: 月)

(振込先) 銀行 支店
普通・当座
口座番号

第5号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県山の学習支援事業費補助金に係る概算払請求書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金について、高知県山の学習支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記により概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 円 |
| 4 | 月 日までの予定出来高 | % |
| 5 | 残額 | 円 |
| 6 | 執行計画 | |

- (1) 1-四半期 (請求時期: 月)
内容:
金額: 円
- (2) 2-四半期 (請求時期: 月)
内容:
金額: 円
- (3) 3-四半期 (請求時期: 月)
内容:
金額: 円
- (4) 4-四半期 (請求時期: 月)
内容:
金額: 円

(振込先) 銀行 支店
普通・当座
口座番号